

藤沢市特定不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(対象者)

第2条 この要綱により特定不妊治療費の助成を受けることができる対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 治療開始時点において法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある者（以下「夫婦」という。）であること。
- (2) 申請時点において夫婦のいずれかが申請日の1年以上前から藤沢市に住所を有し、かつ引き続き申請日現在も在住している者であること。
- (3) 藤沢市に納付すべき税の未納がないこと。
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業（以下「県の支援事業」という。）の助成承認決定を受けていること。
 - イ 県の支援事業について、「令和2年度の新型コロナウイルス感染症影響の特例の経過措置」に係る所得の要件に該当せず、それ以外の要件に該当していること。

(対象となる治療)

第3条 助成の対象となる特定不妊治療は、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の助成対象となる治療で令和3年1月1日以降に終了したものとする。ただし、男性不妊治療に係る費用は対象外とする。

2 第1項の規定にかかわらず、すでにこの要綱に基づく助成を受けた治療又は他市町村長が実施する同趣旨の事業による助成を受けた治療に係る費用は、対象外とする。

(助成の内容)

第4条 第2条第4号アに該当する対象者については、特定不妊治療に要した費用のうち神奈川県から受けた助成額を控除した額について、1回の治療につき10万円まで、県の支援事業の通算助成回数を限度に助成する。ただし、

既に次項に規定する助成を受けている場合は、その助成回数を通算回数から控除する。

- 2 第2条第4号イに該当する対象者については、特定不妊治療に要した費用のうち、1回の治療につき10万円まで、通算3回まで助成する。ただし、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に基づき都道府県が実施する助成を受けている場合は、その助成回数を控除した回数とする。
- 3 市長は、対象者が前2項に規定する助成を受けた後、出産した場合または妊娠12週以降に死産に至った場合、及び神奈川県が助成回数のリセットを認めた場合は、通算助成回数をリセットすることができる。ただし、当該回数のリセットは、令和3年1月1日以降に終了した治療について申請を行った者を対象とする。

(助成の申請及び決定等)

第5条 第2条第4号アに該当する対象者が助成を受けようとするときは、県の支援事業承認決定日から6月以内に、次に掲げる書類を添えて藤沢市特定不妊治療費助成申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

- (1) 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の写し
 - (2) 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書に添付書類として提出した特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)の領収書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 第2条第4号イに該当する対象者が助成を受けようとするときは、特定不妊治療が終了した日から6月以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を市長に提出するものとする。
- (1) 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書
 - (2) 特定不妊治療に要した治療費(保険外診療)の領収書の写し
 - (3) 夫及び妻の市民税課税(非課税)証明書
 - (4) 夫及び妻の住民票(続柄等が記載されたものに限る。)
 - (5) 前号に掲げる書類で婚姻関係が確認できない場合においては、夫婦の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前項第4号に規定する書類については、藤沢市が備える公簿であって当該書類により証明しようとする事項が記載されているものを市長が閲覧することに申請者が同意する場合に限り、市長が当該公簿を閲覧することをもって書類の添付と代えることができるものとする。
- 4 前条第3項に規定するリセットを受けようとする者は、夫婦の戸籍全部事

項証明書（戸籍謄本）、死産届の写し、または母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し等その事実が確認できる書類を市長に提出するものとする。ただし、神奈川県が助成回数のリセットを認めた場合は、提出を省略できるものとする。

- 5 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。この場合において、助成金の交付を決定するときは藤沢市特定不妊治療費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定するときは藤沢市特定不妊治療費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に決定内容を通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに藤沢市特定不妊治療費助成金請求書兼口座振込依頼書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により治療費助成を受けたとき、又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該治療費助成の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を既に交付しているときは、返還させることができるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の藤沢市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に終了した特定不妊治療に係る助成について適用し、施行日前に終了した特定不妊治療に係る助成については、なお従前の例による。

(検討)

第3条 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行し、改正後の藤沢市特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年度中に神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成申請をした者に限り、第5条第1項中「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定日から6月以内」とあるのは「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定日から6月以内又は平成28年3月31日のいずれか遅い日まで」とする。

2 平成27年度中に特定不妊治療が終了した者に限り、第5条第2項中「特定不妊治療が終了した日から6月以内」とあるのは「特定不妊治療が終了した日から6月以内又は平成28年3月31日のいずれか遅い日まで」とする。

(検討)

第3条 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の藤沢市特定不妊治療費助成事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第4条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に神奈川県に助成申請をした特定不妊治療に係る助成について適用し、同日前に神奈川県に助成申請をした特定不妊治療に係る助成については、なお従前の例による。

2 改正後の要綱第4条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に終了した特定不妊治療に係る助成について適用し、同日前に終了した特定不妊治療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年3月12日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正後の要綱第2条第4号イ、及び第4条第2項の規定は、令和3年1月1日以降に終了した治療については適用しない。ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までに開始した治療に限り、適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するもの限り、使用することができる。

(要綱の廃止)

第3条 この要綱は、令和6年3月31日をもって、廃止とする。